

## 平成十年法律第二百三十六号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

### 目次

第一章 総則（第一条）	第二章 事業団の債務の処理（第二条—第六条）
第三章 年金の給付に要する費用等の処理（第七条—第十二条）	第四章 機構の業務に関する特例等（第十三条—第十七条）
第五章 雜則（第三十一条）	附則 第一章 総則
（趣旨）	（国債に関する法律の適用等）

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものとする。	第二章 事業団の債務の処理
第二条 政府は、この法律の施行の時において、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。	（一般会計による債務の承継）
附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した日本国有鉄道の長期借入金に係る債務、有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道の長期借入金に係る債務等の支払を受けたものとされるものを除く。）	（一般会計による債務の承継）
三 附則第十二条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道の長期借入金に係る債務	（一般会計による債務の承継）

鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四 旧事業団法附則第九条第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

五 日本国債券に係る債務

六 鉄道債券に係る債務

七 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券に係るもの（償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。）

（国債に関する法律の適用等）

二 日本国債券に係る債務

三 日本国債券に係る債務

四 前号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務

（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

五 前項の規定による承継の際現に社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

（一般会計による債務の承継）

二 日本国債券に係る債務

三 日本国債券に係る債務

四 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

（一般会計による債務の承継）

二 日

者（役員を含む。）となつた者に限る。）に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額については承継法人（機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団及び該承継法人に係る平成八年改正前の共済法第百十一条の六第一項の指定法人を含む。）が、それ以外の額については機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それが、それぞれ、政令で定めるところにより負担する。（国家公務員等共済組合連合会を組織する組合の組合員等となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

**第十条** 改正前施行法第三十九条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、財務大臣及び国土交通大臣が定めるところにより、機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ負担する。（地方公務員共済組合の組合員となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

**第十一条** 改正前施行法第四十条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、総務大臣及び国土交通大臣が定めるところにより、機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ負担する。（機構が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施）

**第十二条** 国は、第七条から前条までの規定により機構が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六条の規定による機構に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第四章 機構の業務に関する特例等**  
(機構の業務に関する特例)

**第十三条** 機構は、当分の間、機構法第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第一条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち、機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前二号に掲げるもののほか、附則第二条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち、機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものとの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行いう間、機構法第十三条及び前二項に規定する業務のほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国間を連絡する鉄道施設であつて国土交通大臣が定めるものの改修に必要な資金に充てるための資金の交付を行うことができる。

七 機構は、前二項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
(役員及び職員の秘密保持義務)

第十四条 機構の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務(以下「資産処分業務」という。)に從事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。(資産処分審議会の設置)

第十五条 機構に、第十三条第一項の規定により資産処分業務が行われる間、資産処分審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
(審議会の権限)

第十六条 機構の理事長は、次に掲げる場合は、審議会の意見を聴かなければならぬ。  
一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。  
二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。  
三 国土交通省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行おうとするとき。  
四 審議会は、前項に掲げる場合のほか、機構の理事長の諮問に応じ、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

<p><b>第十七条</b> 審議会は、委員七人以内をもつて組織する。</p> <p>審議会は、あらかじめ、委員のうちから、今長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。</p> <p>(委員の任命)</p> <p><b>第十八条</b> 委員は、資産処分業務に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p><b>第十九条</b> 委員の任期は、二年とする。</p> <p>委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員の解任)</p>	<p>4 3 会長は、会務を総理する。</p> <p>2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。</p>
<p><b>第二十条</b> 第十四条及び第二十八条の規定により、その任命に係る委員を解任しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(投資)</p> <p><b>第二十一条</b> 機構は、国土交通大臣の認可を受け、機構の委託により第十三条第一項及び第二項に規定する業務の一部を行う事業並びに当該業務と密接に関連する事業で当該業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。</p> <p>前項の規定により機構が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。</p> <p><b>第二十二条</b> 削除 (土地の処分の方法等)</p>	<p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。</p>
<p><b>第二十三条</b> 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第一条第一項が規定する業務の一部を行う事業並びに当該業務と密接に関連する事業で当該業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。</p>	

項の規定により機構が承継するものの譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとするとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の国土交通省令で定める方法によらなければならぬ。

**第二十四条 削除**  
(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

**第二十五条 機構は、附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を經營する株式会社を含む。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。  
(補助金)**

**第二十六条 機構は、予算の範囲内において、機構に対し、機構による第十三条第一項及び第二項に規定する業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。**  
(特例業務勘定等)

**第二十七条 機構は、第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。**

**特例業務勘定について、通則法第四十四条规定ただし書及び第三項の規定は、適用しない。**

**3 機構は、特例業務勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。**

**4 機構は、機構法第十七条第一項及び第一項の規定にかかるわらず、旧事業団法附則第九条第二**





(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

**附則** (平成二十六年六月一三日法律第六号)抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成二七年五月二七日法律第二(施行期日)  
**八号**抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条並びに附則第六条、第七条第二項及び第九条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附則** (令和三年三月三一日法律第一七(施行期日)  
**号**抄

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1 (施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定  
公布の日

附則 (令和四年六月一七日法律第六八

号)抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定  
公布の日